

仕様書

1 事業名称

インターネット広告を活用した広報効果分析・検討業務

2 概要

兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、住宅再建共済制度（以下、フェニックス共済という）を平成 17 年 9 月からスタートした。現在、加入者の 5 割は平成 17 年度・18 年度の入会者が占めている。そこで、新規加入者の増加を目的にインターネット広告を活用した周知・啓発を行うにあたり、最も効果的な手法を分析・検討する。

3 契約期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

4、業務内容

インターネット広告を用い、兵庫県ホームページ（ランディングページ）へ誘導し、加入促進に繋げる効果的な手法を分析・検討する。

（1）広告掲載業務

下記媒体を利用して広告を実施すること。

Yahoo!・Google・LINE・Facebook・Twitter・Instagram・Smart News・YouTube

① 配信期間 令和 5 年 8 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日

配信期間については 6 ヶ月間を目安とするが、(3) で示す広告効果の保証に定めるクリック数の実績によっては適宜配信方法を見直し、配信期間の短縮及び延長についても発注者と協議の上、決定する。

② 配信対象

ア 年齢及び性別 住宅所有者・購入検討者層の男女

イ 広告配信地域 兵庫県全域

ウ 配信機器 スマートホン・タブレット・パソコン・テレビ

③ 広告データについて

各広告媒体の規格に準じて広告用バナー及び動画を制作する。

また、広告用バナーについては、基本デザイン案を 3 種類以上・動画については 4 本程度制作する。

- ・作成する広告用バナー・動画については発注者と協議を行い、承認されるまでは修正等を行うこと。
- ・フェニックス共済加入を啓発する誘導コピー、配信元を記載した広告出稿にあたる原稿の作成、その他広告配信に必要な作業を行うこと。
- ・広告に掲載する原稿については発注者と協議して決定すること。

・広告の配信元は発注者とする。

④ ランディングページの企画・業務

閲覧者が広告をクリックすることにより、兵庫県公式ホームページに掲載する“フェニックス共済紹介ページ”（ランディングページ）に移動する。このランディングページについて、閲覧しやすいページを企画すること。なお、企画したランディングページを職員にて更新できるよう、兵庫県が使用している CMS に構築・搭載すること。

(2) 広告設計・配信運用管理業務

① 広告プランニング業務

キーワードの調査・選定、イメージ画像、誘導コピー、デザイン等の広告に必要な制作物の作成を行う。

・特に本事業は、兵庫県内の住宅所有者がターゲットであることに留意して、デザインやコピーに反映させること。

② 広報戦略の検討

年齢、性別や住居地等の属性や行動履歴（検索ワード、投稿内容、サイト閲覧履歴等）等により、ターゲット層について分析して各項目に反映すること。

ただし、単なる数値目標だけでなく、広報対象事業に関連する情報についても幅広く収集・分析し、広報効果の最大化に努めること。

③ 目標設定

ターゲット属性（年齢・性別等）に応じたアプローチ効果のある取組を具体的に提案すること。

⑤ 実績報告と配信報告書の作成

配信後 1 か月毎に実績を報告するとともに、契約期間内に随時結果報告会を実施する。配信報告書については、掲載広告ごとの閲覧実績（年齢、性別、地域別）及び分析状況の報告書を作成・提出するとともに、(4) で示すとおり発注者における今後の啓発活動について助言を行うこと。また、実績や分析状況の報告書を作成するにあたっては、各広告の運用管理画面のキャプチャ画像を含め、その他発注者と協議した内容も併せて報告すること。

⑤ その他広告出稿に関する管理業務

(3) 広告効果の保証

掲載された広告については、下記の各媒体合計で最低 20 万回のクリック数を保証し、回数が下回る場合は、受注者の責任において、広告期間の延長など最低回数を上回るための方策を実施すること。

・発信媒体：Yahoo!へのディスプレイ広告（運用型）

Google へのディスプレイ広告

LINE へのディスプレイ広告

Smart News へのディスプレイ広告

Twitter へのディスプレイ広告
Facebook へのディスプレイ広告
Instagram へのディスプレイ広告
YouTube へのディスプレイ広告

※ ただし、より効果的であると考えられる場合は、その広告手法の提案も可能とする。
その際も最終的な広告手法については発注者と協議の上決定すること。

(4) 広告効果の分析・検討

広告の実施による加入申し込への効果を分析・検討し、効果的な手法を提案すること。

5 成果物の提出

(1) 広告データ

4 (1) ③に基づいて作成した広告データ

(2) 配信報告書

配信期間終了後1ヶ月以内に、4 (2) ④に基づいて作成した配信報告書を提出するものとする。

6 成果物の提出方法

5で定める成果物については、CD-R または DVD-R にデータ保存し1部提出するものとし、あわせて紙媒体に出力したものも1部提出するものとする。

7 成果物の提出先

(公益財団法人)兵庫県住宅再建共済基金
兵庫県神戸市中央区中山手通6-1-1 兵庫県生田庁舎2階

8 その他特記事項

- (1) 審査は、企画力、業務理解度、独創性、実現可能性、遂行能力等を総合的に勘案して行う。
- (2) 守秘義務等を遵守すること。
- (3) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について発注者と協議の上業務計画書を作成し、業務開始までに発注者に提出すること。
- (4) 受託後に発注者から受託者の提案とは異なる内容・プランでの実施を求められた場合、受託金額の範囲内で柔軟に対応すること。
- (5) 提案にかかる費用については、準備行為及び連絡調整等にかかる費用を含めてすべて受託料で賄うこと。
- (6) 発注者に随時受託業務の進捗状況を説明すること。
- (7) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託

する場合は、発注者の承諾を得ること。

- (8) 本業務の実施にあたっては、発注者からの指示に迅速に対応すること
- (9) 成果品の著作権、著作権は発注者に帰属することとする。また、成果品は第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。
- (10) 本業務において撮影した人物及び風景等使用した者全ての画像データ及び制作したデータ等については、著作権は発注者に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとして CD-R 等に保存して納品すること。
- (11) その他の詳細な事項については、発注者と事前に十分協議すること。
- (12) 本仕様書に定めのないこと及びその他契約内容に関して疑義が生じたときは、その都度発注者と協議の上決定すること。

9 委託料

金 12,000,000 円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。

ただし、契約内容及び契約額については、委託事業者決定後、発注者との打ち合わせにより決定する。

以上